# なるほど納得! 遺言書のあれこれ

行政書士長谷川憲司事務所

#### 自己紹介

- 氏名 :長谷川 憲司
- 専門業務【遺言・相続手続き・戸籍収集支援・任意後見・死後事務委任】
- 連絡先・60分無料相談申込先【090-2793-1947】又は【03-3416-7250】

- 【行政書士とは何をする人?】
- <u>書類の作成と手続きの代理、行政不服申立て代理</u>それに関係する<u>相談業務</u>等を通じて国民 の権利利益の実現に資すること
- ・どんな書類か【官公署へ提出する書類や権利義務・事実証明の書類】
- ・例→遺言書原案・遺産分割協議書・相続関係説明図・相続財産目録・離婚協議書・許認可申 請書・理由書・支援金オンライン申請・告発状・告訴状等
- ・作成後の業務は、お客様など関係者や関係士業(司法書士・税理士等)そして関係機関(金融機関・各行政機関等)との連絡・調整・交渉・申請・手続等

#### 遺言書のあれこれ【遺書と遺言】

遺言書作成と聞くと縁起が悪いと言われる方もいらっしゃいますが、

【遺書】と【遺言】を勘違いされてませんか?

#### ■【遺書】

- ●自分の死後、家族や友人などに読んでもらいたい、生前最後のメッセージとして「無念の気持ちや感謝の思い」などを伝えるために書き残すもので、主として死に直面した際に書くもの。
- ●作成には、法的な制約はありませんが、**法的な効果がない**のが特徴です。

#### ■【遺言】

- ●自分の死後に、認知、相続人の廃除、相続分の指定、遺贈などの権利変動を 生じさせる目的でなされる単独行為。
- ●作成には法定の方式があり、<u>法的な効果がある</u>のが特徴です。

### 遺言書のあれこれ【遺言能力】

遺言書作成と聞くと「まだ早い」という声がよくきかれます。

●遺言書は、民法の定めで**15歳以上**の者で**「遺言能力」**がなければ書けないとなっている

- ●事故や病気(認知症など)で、**「遺言能力」**が失われてしまうと、書くこと <u>ができなくなる</u>
- ●<u>遺言能力</u>とは【事理弁識能力】と言われる、<u>遺言内容と法的効果を認識・判</u> 断できるかという能力のことです

●ですから<u>遺言書は元気なうちでないと書けません</u>

■ 遺言書は生前の想いを伝えるお手紙

#### 【経緯】

・相談者Aさん(女性90歳)子供は長女と次女の二人 その二人は不仲

・Aさんは、夫が亡くなった際自宅を相続した そこに長女と同居

・次女は、母親が長女ばかり可愛がっていると錯覚 最近、次女の夫とともに、長女やAさんへ恫喝や暴言などの粗暴な行為

■ 遺言書は生前の想いを伝えるお手紙

#### 【経緯】

・このことをAさんは悩むも、身内の恥と思い、誰にも相談できず

・ある日、次女とその夫は、長女に対して声を荒げて脅し、「母の死後、長女は全ての相続を放棄して、全財産を次女に相続させる」という念書を書かせた

・このことを知りAさんは、意を決して相談することに

■ 遺言書は生前の想いを伝えるお手紙

#### 【相談への提案】

・そのような念書は無効と説明 将来の争族を避けるため、公正証書遺言の作成を勧める

・Aさんは、娘二人が揉めずに昔のように仲良くなって欲しいとの想いを、 遺言書に託すことに

■ 遺言書は生前の想いを伝えるお手紙

【公正証書遺言の内容】

・公正証書遺言を作成 内容→自宅は長女が相続、預貯金は次女が多めに相続

・娘二人に対しての想いを【付言事項】として書き加えた

■ 遺言書は生前の想いを伝えるお手紙

#### 【付言事項】

・長女に家を相続させるのは、これまで長い間住み続け、税金や修繕費なども 全て長女が出してくれたことが理由で、次女に比べて長女を特別扱いしている わけではないこと

・次女に多めの預貯金を相続させることで、できるだけ平等になるように考えたこと

・そして二人とも私にとってかけがえのない存在であり、将来私の遺産を受け継ぐときに争うことなく仲良くしていってほしい、という内容でした。

■ 遺言書は生前の想いを伝えるお手紙

#### 【その後】

・Aさんが公正証書遺言を作成した後、折に触れ何度も長女と次女に見せ、自分の気持ちを話し、長女のみが寵愛され、自分は母に冷遇されているという、次女の誤解は解けた

・次女は泣きながら母と長女に謝罪、念書を破り捨て、母が自分を可愛がっていないと思い込んでおり、母と長女を憎み長女に念書を書かせたと、自分の心情を告白

このように遺言は、**元気なうちに自分の想いや家族への気持ち等をよく考えて** 作成することで、円満な「笑顔相続」が実現することにつながります。

#### 遺言書のあれこれ【争族の現状】

遺言書と聞くと「うちには財産はないからいらない」という声もよくきかれます。

遺言書がない場合の遺産相続で争族(争いになっている相続)の割合 (令和元年度家庭裁判所遺産分割事件の遺産額別件数)

総数:7224件

·一千万円以下:〇件(〇%)

· 五千万円以下: 〇件(〇%)

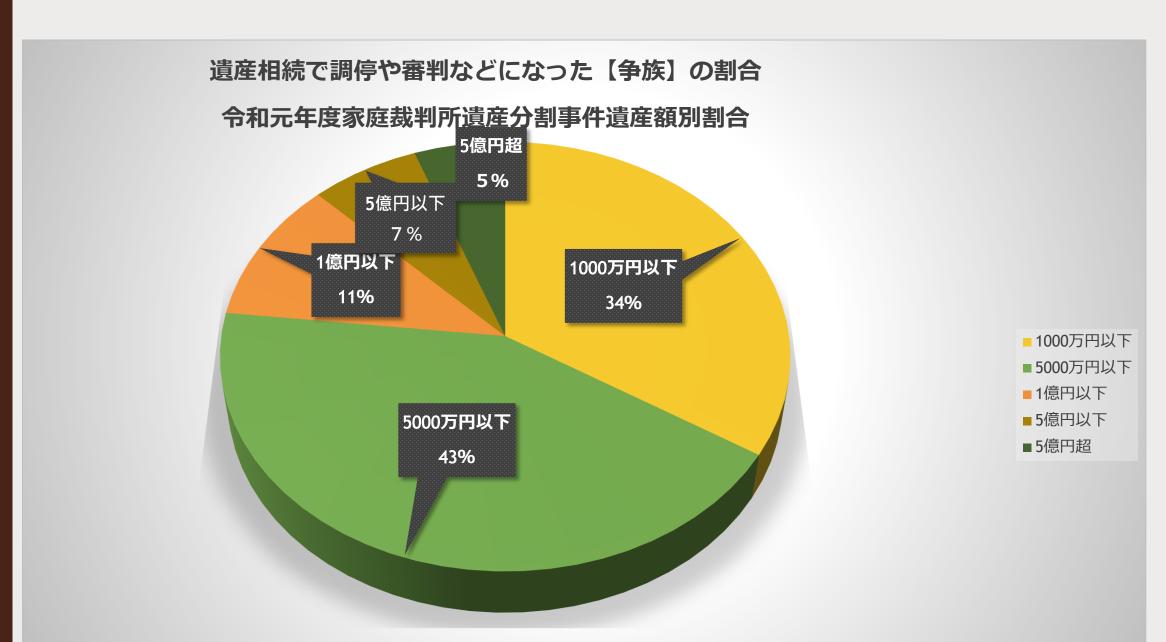
· 1 億円以下 : 〇件(〇%)

· 5 億円以下 : 〇件(〇%)

・5億円超 : 〇件(〇%)

■ どのくらいだと思いますか?

#### 遺言書のあれこれ【争族の現状】



### 遺言書のあれこれ【争族の現状】

遺言書がない場合の遺産相続で争族(争いになっている相続)の割合 (令和元年度家庭裁判所遺産分割事件の遺産額別件数)

総数:7224件

· 一千万円以下: 2448件(34%)

·五千万円以下: 3097件(43%)

<u>・五千万円以下</u>で計<u>75%</u>以上も<u>争族!</u>

・1億円以下 : 780件(11%)・5億円以下 : 490件(7%)

・5億円超 : 409件(5%)

- ●一戸建ての土地建物をどのように分けるかで争族になることが多い
- ●誰が親の介護をしたとか、相手は生前親に援助されていたなどの主張が出ると、 少しの預貯金でも取り分の主張が激しくなり争族の危険性がある

### 遺言書のあれこれ【役立つ遺言書】

では、実際どのような場合、遺言書があると役立つのでしょうか。 【例示1】

①子供のいないご夫婦やおひとり様(疎遠な親類が相続人であることがある)

- ②**内縁のご夫婦、事実婚、パートナー同士**(法律婚でないと相続権はない)
- ③離婚経験がある方で、前婚時に子供のいる方(成人した前妻との子や、その子が未成年の場合は前妻と、現在の妻や子供が遺産分割協議をしなければならない)
- ④推定相続人の間があまり仲が良くない場合(遺産分割協議がまとまらない)

### 遺言書のあれこれ【役立つ遺言書】

【例示2】

- ⑤**推定相続人に、障害のある方や認知症の方、未成年者がいる場合**(相続の手続きのために、裁判所に成年後見人や未成年者の代理人を申し立てねばならない)
- ⑥ <u>慈善団体や医療・福祉の団体などに寄付をしたい方</u>(財産の遺贈は遺言のみ)
- ⑦相続人以外で、お世話になった方に財産を贈りたい方(財産の遺贈は遺言のみ)
- ⑧事情があって認知していない子供の認知をする場合(死後認知は遺言で行う)

● これらの事情がある場合に「縁起が悪い」「めんどうだ」と遺言書を作成することを後回しにしていると、いざというときに遺言書を書く体力がなくて、困ってしまうことになります。

### 遺言書のあれこれ【遺言書の効果】

【法的効果のあること1】

①**推定相続人の廃除とその取消し**(廃除とは相続権をはく奪する事。虐待・重大な侮辱・著しい非行がある場合に裁判所に認められる)

②相続分の指定 (誰に何割財産を与えるか)

③遺産分割の指定または禁止(誰に何を与えるか、または一定期間分割を禁止)

④**包括遺贈・特定遺贈**(財産の遺贈は遺言のみ)

⑤特別受益の持戻し免除(遺産分割時に特別受益がなかったことにする)

### 遺言書のあれこれ【遺言書の効果】

【法的効果のあること2】

- ⑥<u>遺言執行者の指定</u>(遺言内容の執行権限と義務を持つ人を指定、遺言の実現を確実にする)
- ⑦**遺言の撤回**(先にした遺言を撤回することができる)
- ⑧遺言認知・未成年後見人の指定・未成年後見監督人の指定

- ⑨祭祀承継者の指定 (墓や仏壇・遺骨・位牌等を祭る主宰者を指定)
- ⑩保険金受取人の変更・一般財団法人設立・信託の設定

### 遺言書のあれこれ【遺言書の効果】

【法的効果のないこと】

- ①家族や知人への感謝の言葉、「仲良く暮らして欲しい」などの希望
- ②遺言書の内容の理由
- ③遺贈する場合の寄付をしたい理由
- ④遺言執行者を選んだ理由
- ⑤お葬式の要望など(注:死後事務委任契約を締結することで法的に実現できます)

上記のような法的効果のないことですが、<u>遺言者の意思を伝えることができる</u> **重要なもの→【付言事項**】といいます。

注:恨みごとや一部の人を悪く書くのは、**争族の元**、望ましくありません。

遺言書のあれこれ【振り返り1】

Q1:次の文章は〇か×か?

①遺言書は、民法の定めで18歳以上の者で「遺言能力」がなければ書けない

遺言書のあれこれ【振り返り1】

Q1:次の文章は〇か×か【答え合わせ】

①遺言書は、民法の定めで18歳以上の者で「遺言能力」がなければ書けない

【×】→15歳以上が正解

## 遺言書のあれこれ【振り返り2】 Q2:次の文章は○か×か?

②遺言能力とは【文章認識能力】と言われる、遺言書を全文直筆で書き、その意味を理解して、さらに署名と押印ができるかという能力のこと

遺言書のあれこれ【振り返り2】

Q 2:次の文章は〇か×か【答え合わせ】

- ②遺言能力とは【文章認識能力】と言われる、 遺言書を全文直筆で書き、その意味を理解し て、さらに署名と押印ができるかという能力の こと【×】
- →【事理弁識能力】が正解
- →【遺言内容と法的効果を認識・判断できるかという能力のこと】が正解

### 遺言書のあれこれ【振り返り3】

Q3:争族になった件数が多い順に1番目と2番目は?

遺言書がない場合の遺産相続で争族(争いになっている相続)の割合(令和元年度家庭裁判所遺産分割事件の遺産額別件数)

- ・一千万円以下
- · 五千万円以下
- 1億円以下
- ・5億円以下
- · 5億円超

#### 遺言書のあれこれ【振り返り3】

Q3:争族になった件数が多い順に1番目と2番目は?

#### 【答え合わせ】

遺言書がない場合の遺産相続で争族(争いになっている相続)の割合(令和元年度家庭裁判所遺産分割事件の遺産額別件数)

- ・五千万円以下1番(43%)
- ・一千万円以下2番(34%)

- · 1 億円以下 3 番 (11%)
- 5億円以下 4番(7%)
- 5 億円超 5番 (5%)

### 遺言書のあれこれ【遺言書の種類】

- 遺言書は何種類かに分類されて、民法に規定されています
- ●【普通方式】→【**自筆証書遺言**】と【公正証書遺言】と【秘密証書遺言】
- 【特別方式による遺言】→「危急時遺言」と「隔絶地遺言」
- ・「危急時遺言 | →・一般危急時・船舶遭難時
- ・「隔絶地遺言」→・伝染病隔離・船舶在船時
- ●作成される遺言書の大半は【自筆証書遺言】と【公正証書遺言】

●今回は【自筆証書遺言】と【公正証書遺言】を説明

- 自筆証書遺言
- ・自分一人で比較的簡便に作成可能。法定方式を守らないと無効

- 自筆証書の法定方式→遺言者が**全文、日付、氏名を自書し、押印**で完成
- ●全文自書
- →自分で書くこと。パソコンや代筆は無効
- ・【法改正】相続財産目録について自書の要件が緩和
- →<u>相続財産目録はパソコンや代筆も認められた。</u>不動産登記事項証明や預金 通帳の写し等を添付することもできる

注:毎葉(すべてのページ)に署名、押印が必要

- 自筆証書遺言
- ●自筆証書の法定方式→遺言者が**全文、日付、氏名を自書し、押印**で完成
- ●日付の自書
- →遺言作成時の遺言能力の有無や、複数の遺言がある場合の先後を判断するのに必要。年月日を明確に書く。<a>○年○月吉日は無効</a>となる
- ●氏名の自書
- →遺言者と同一性を確認することができれば、雅号などもよいが、争いの元となるので戸籍上の氏名を書く方がよい
- 押印
- →実印でなくてもよい。指印でも認められた判例もある。花押やサインは無効。 遺言者の意思を明確に表すには実印で押印し、印鑑証明を一緒にしておいた方がよい。(外国人の場合でサインが認められた判例もある)

- 遺言書の表現
- ●「相続させる」「遺贈する」の違い
- ・推定相続人へ財産を与える場合→文末は「相続させる」と表記
- ・推定相続人以外の者へ財産を与える場合→「遺贈する」と表記
- →「任せる」「託す」では、財産の分け方や財産の受取人を決めることを依頼したとも読めて しまう。
- →「差し上げる」「譲る」では「相続させる」のか「遺贈する」のか解釈が分かれ、結果的に 手続きが異なってくる。
- ●推定相続人は、氏名・生年月日・戸籍に記載どおりの続柄で特定
- ●遺贈する場合は、相手の氏名(法人名と代表者名)・住所(所在地)で特定
- →氏名の表記は戸籍のとおり(旧字体の場合は旧字体で書く)

- 遺言書の表現
- 財産の表記は、その財産が特定できるよう表記 (自分で理解できても、登記官や金融機関の担当者等の第三者が特定できる必要がある)
- ・<u>預貯金→通帳や残高証明書の記載のとおり</u>に表記

第○条 遺言者は、遺言者名義の下記預金債権を、妻A(昭和○年○月○日生)に相続させる。

記

- ① 〇〇銀行 ××支店 普通預金 口座番号12345678
- ・ゆうちょ銀行の貯金債権を相続させる場合

第○条 遺言者は、ゆうちょ銀行の遺言者名義の下記債権を、長男B(平成〇年○月○日生) に相続させる。

記

① 通常貯金 記号 10050 番号 789123456

- 遺言書の表現
- ●財産の表記は、その財産が特定できるよう表記
- ・投資信託受益権を相続させる場合(残高証明書のとおり表記)
- 第○条 遺言者は、遺言者の有する下記投資信託受益権を、遺言者の長女C(平成○年〇月○日生)に相続させる。

記

口座開設金融機関	○○信託銀行	○○支店	お取引番号1234!
銘柄(銘柄コード)	:○○欧州債券	タオープン関	<b>尽投</b>
口数:〇〇〇〇口			

・振替株式(電子化された株)を相続させる場合(<u>残高証明書のとおり表記</u>) 第○条 遺言者は、遺言者の有する下記株式を、次女D(平成○年〇月〇日生)に相続させる。

記

口座開設者 東京都世田谷区〇〇1丁目2番3号

加入者

口座番号 ○○証券株式会社○○支店○○

コード番号 12345 数量 1000株

- 遺言書の表現
- ●財産の表記は、その財産が特定できるよう表記
- ・不動産→登記事項証明書の記載のとおりに表記

第○条 遺言者は、遺言者の下記の不動産(自宅土地建物)を、妻A(昭和〇年〇月〇日生) に相続させる。

記
① 土地
所在 世田谷区〇〇一丁目
地番 〇〇番地〇〇
地目 宅地
地積 〇〇平方メートル

型積 〇〇平万メートル 建物 所在 世田谷区〇〇一丁目〇〇番地〇〇 家屋番号 〇〇番地〇〇 種類 居宅 構造 木造瓦葺 2 階建 床面積 1 階 〇〇. 〇〇平方メートル 2 階 〇〇. 〇〇平方メートル

- 遺言書の表現
- ●財産の表記は、その財産が特定できるよう表記

区分建物(敷地権登記有)の場合(登記事項証明書の記載のとおりに表記)

第○条 遺言者は、遺言者の下記の区分建物を、妻A(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

記

#### (一棟の建物の表示) 所在 世田谷区〇〇一丁目 建物の名称 世田谷〇〇〇マンション (専有部分の建物の表示) 家屋番号 ○○番地○○ 建物の名称 301 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 ○階部分 ○○.○○平方メートル (敷地権の表示) 所在及び地番 世田谷区〇〇一丁目〇〇番〇〇 地目 宅地 地積 ○○○○. ○○平方メートル 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 ○○○○分の○○○

- ●訂正の仕方法定の様式
- ・変更場所を指示し、変更した旨を付記して署名。変更箇所に押印

- ●筆記具
- ・自筆証書遺言の場合、消せるボールペンや鉛筆は避ける(改ざん防止)
- ●遺言書は共同作成は禁止
- ・一通の遺言書に夫婦連名で署名・押印がある場合無効

- ●封筒に入れ封印がされた遺言書
- ・遺言書を封筒に入れ封印をする義務はない
- ・しかし、封印された遺言は、家庭裁判所の検認時に、裁判所職員が開封。
- ・検認以前の開封は禁止。開封した場合、5万円以下の過料が課せられる

### 遺言書のあれこれ【長所と短所】

- 自筆証書遺言の【長所】
- ●他の遺言の方式に比べ簡易である。ペンと紙があればすぐに作成可能
- →法改正により、<u>相続財産目録を自書でなくパソコンによる作成や代筆、不動</u> 産登記事項証明書や預金通帳の写しの添付でもよいとされたので簡易性が向上

#### ■ 【遺言書保管所にて保管してもらえる制度】

- ・保管されている遺言書は家庭裁判所での【検認】手続きが不要。
- ・遺言者死亡後に、遺言書保管所に対して、遺言書を保管しているか相続人等が照会可能。
- ・保管した遺言書がある場合、死亡届出後に指定した人へ通知。
- ・保管は有料(3900円)公正証書遺言作成費よりは安い。

#### 遺言書のあれこれ【長所と短所】

■ 自筆証書遺言の【短所】

- 自筆証書遺言の**方式を厳格に守らなければ無効**になる
- →<u>日付、氏名、押印が漏れている場合、</u>訂正方法が法律で定められている通りでない場合、無効となります。

- ●【遺言書保管所にて保管してもらう制度】
- ・遺言書保管所は、住所地・本籍地・不動産所在地の管轄指定法務局のみ。(世田谷区を管轄するのは、九段下にある法務局本局のみ)
- ・予約制。本人出頭が義務、高齢者や障害者には不便。
- ・保管には遺言書のサイズや書き方の規定がある。

#### 遺言書のあれこれ【長所と短所】

■ 自筆証書遺言の【短所】

- ●遺言書保管制度を利用しない場合
- ・遺言書を自分で保管するため、紛失や破損、改ざんの危険性
- ・遺言者死亡後家庭裁判所で【検認】手続きが必要
- →相続人に遺言書の存在と内容を伝え、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名、押印などの検認時の状態を明確にして、以後の偽造・変造を防ぐ手続。有効性は判定されない →相続人に戸籍の収集や裁判所手続の時間と費用や精神的負担がかかる

- ●遺言者の遺言能力について、相続人や受遺者間で争いになりやすい
- →遺言内容に不服のある者が、「遺言者が認知症であったはず」などという理由で、遺言無効確認<mark>訴訟を起こす</mark>ことが見受けられる。裁判になった場合正式な証人がいない。

Q4:自分で書く遺言の名称について法律上正しいのはどれか?

- ①直筆証書遺言
- ②自筆証書遺言
- ③自署証書遺言

Q4:自分で書く遺言の名称は法律上正しいのはどれか?

#### 【答え合わせ】

- ①【×】直筆証書遺言
- ②【○】自筆証書遺言
- ③【×】自署証書遺言

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

①ペンと紙が有れば簡単に作成できる。

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

①【○】ペンと紙が有れば簡単に作成できる。

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

②氏名を自署してあれば、押印廃止の流れにより押印はなくても良い。

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

②【×】氏名を自署してあれば、押印廃止の流れにより押印はなくても良い。→押印がないと無効

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

③遺言書保管制度を利用しない場合でも、紛失の恐れはない。

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

- ③【×】遺言書保管制度を利用しない場合でも、紛失の恐れはない。
- →自分で保管しなければならず、紛失の恐れがある

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

④遺言書保管制度を利用する際、身体が不自由な場合、遺言書保管官が出張してくれる。

Q5:自筆証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

- ④【×】遺言書保管制度を利用する際、身体が不自由な場合、遺言書保管官が出張してくれる。
- →遺言書保管所に本人が必ず出頭しなくてはならない

- 公正証書遺言
- ●公証人が法律で定める方式に従って作成する遺言。
- ・公証人とは、公文書である公正証書を作成する、公証人法により法務大臣により任命される元裁判官や元検察官等の者

- 公正証書遺言の作成場所
- ●原則
- →公証役場で作成
- ●例外
- →遺言者が高齢・病気・身体の状態などで公証役場へ行くのが困難な場合、 公証人が遺言者の元へ出張して遺言書を作成可能。
- ・出張の場合別途費用【日当(4時間2万円)と病床加算(算定額の1.5倍)】

- 公正証書遺言
- ●公正証書遺言は次の方式に従って作成
- ①証人2人の立会
- ・証人になれない者→未成年者、推定相続人、受遺者(遺産を遺贈される人)と、推 定相続人と受遺者の配偶者や直系血族、公証人の関係者
- ②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授(口頭で説明すること)
- ③公証人が、口授を筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧
- ④遺言者及び証人が、筆記が正確と承認後、各自署名し、押印
- ・遺言者は実印、証人は認印でよい
- ・遺言者が署名できない場合、公証人がその事由を付記、署名に代える
- ⑤公証人が、この証書が法の定める方式に従い作成した旨付記し署名押印

- 公正証書遺言
- ●公正証書遺言作成時に必要な書類

①遺言者本人の印鑑登録証明書

(運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなどでも可能)

- ②遺言者と相続人の続柄がわかる戸籍謄本
- ③財産を相続人以外の人に遺贈する場合、その人の住民票
- ④遺産に不動産が含まれる場合、登記事項証明書及び固定資産評価証明
- ⑤財産内容を記した書類、証人・遺言執行者の氏名・職業・生年月日のメモ

■ 公正証書遺言作成時の公証人手数料

【公証人手数料令】に法律行為ごと定められています。(以下抜粋)

・五百万円を超え一千万円以下:17,000円(<u>1億円以下の場合11,000円加算</u>)

・一千万円を超え三千万円以下:23,000円

・三千万円を超え五千万円以下: 29,000円

五千万円を超え1億円以下 : 43,000円

・1億円を超え3億円以下 : 43,000円に超過額五千万円毎13,000円加算 (このほかに出張時の日当、病床加算、正本や謄本の用紙代などが必要。)

#### 【**例1**】 <u>長男Aに2,000万円相続させる</u> →23,000+11,000=34,000円

#### 【**例2**】 <u>長男Aと次男Bに1,000万円ずつ相続させる</u> →17,000円×2 = 34,000 + 11,000 = <u>45,000</u>円

## 遺言書のあれこれ【長所と短所】

■ 公正証書遺言の【長所】

・公証人が作成→法定の方式を誤り無効となることがない

・公証人が<u>遺言者の遺言能力と意思を確認</u>→一次的確認がなされ、遺言無効確認訴訟を起こされた場合も公証人と証人が証言できる。

・原本が公証役場に保管→偽造、改ざん、隠匿、紛失の恐れがない

・遺言者の死後、相続人等利害関係者は検索が可能

・家庭裁判所での【検認】手続きが不要

## 遺言書のあれこれ【長所と短所】

■ 公正証書遺言の【短所】

・公証人により作成→遺言の内容を公証人や証人が知ることとなる

・作成手数料が発生

・作成時、公証人に提出する書類を収集する手間

・証人を2人確保する必要

・作成までに公証人との調整などで日数を要する

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

①公証人が作成するので、必ず公証役場で行わなくてはならない。

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

- ①【×】公証人が作成するので、必ず公証役場で行わなくてはならない。
- →公証人が自宅や病院などへ出張してくれる

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

②遺言書の内容は誰にも知られずにすむ。

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

- ②【×】遺言書の内容は誰にも知られずにすむ。
- →公証人と証人が内容を知ることになる

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

③原本が公証役場に保管されるので、紛失・偽造・改ざん・隠匿の恐れはない。

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

③【○】原本が公証役場に保管されるので、紛失・偽造・改ざん・隠匿の恐れはない。

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

④作成は公証役場で即日行われるのが基本である。

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい【答え合わせ】

- ④【×】作成は公証役場で即日行われるのが基本である。
- →当日に作成されることはなく、事前打ち合わせや作成日調整など時間がかかる

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい

⑤公証人は法務大臣の任命する公務員なので、作成は無料である。

Q6:公正証書遺言の長所と短所について〇×を付けて下さい 【答え合わせ】

- ⑤【×】公証人は法務大臣の任命する公務員なので、 作成は無料である。
- →公証人手数料令により定められた金額が必要になる

## 遺言書のあれこれ【事例2】

■ 子供のいない夫婦の場合、兄弟姉妹や甥姪も相続人

#### 【経緯】

- ・相談者(75歳男性)夫婦には子供がいない。
- ・両親や兄弟もすでに他界、親類と言えば、亡兄の息子(甥42歳)のみ。
- ・亡兄とは折り合いが悪く、甥とも、もう何十年と会っていない。
- ・相談者は自分の死後、妻が全部相続すると思い込み、相続の対策をせず。

# 遺言書のあれこれ【事例2】

■ 子供のいない夫婦の場合、兄弟姉妹や甥姪も相続人

#### 【経緯】

- ・相談者は週刊誌の相続の記事に目がとまる。
- ・「子供がいない場合の相続は、配偶者だけでなく、兄弟姉妹や死亡時はその 子である甥姪にも相続分があり、遺産分割の話し合いが必要」とあった。
- ・妻だけでなく甥にも相続分があることを知り、自宅不動産とわずかばかりの 預金を妻が甥と分けるには、自宅の売却が必要になり、妻の今後の生活がおぼ つかなくなると心配になった。

#### 遺言書のあれこれ【事例2】

■ 子供のいない夫婦の場合、兄弟姉妹や甥姪も相続人 【相談者への提案】

「全財産を妻に相続させる」旨の遺言書を作成することを勧める。

#### 【背景】

- ・調査結果、相談者の相続人は妻と亡兄の息子である甥の2人と判明。
- ・相談者自身も何十年も会っていない甥。妻はほぼ知らないという状況。
- ・この状況で、妻が遺産を全部相続という内容に、甥の同意は期待できない。
- ・相続人が兄弟姉妹(代襲者である甥姪も含めて)の場合は遺留分はない。 (代襲とは本来相続人である者が死去している場合、その子が相続人になる制度)
- ・よって遺言を作成することで、相談者の悩みは解決します。

### 遺言書のあれこれ【推定相続人】

- 推定相続人 (あなたの財産をもらう可能性のある人)
- ●配偶者 (常に相続人)
- ●第1順位:子供<u>(生存している全員で平等に分ける)</u> (死亡している者がいる場合、その者の子供が相続人になる。【代襲相続】)
- ●第2順位:親(親が他界していて祖父母がいる場合は祖父母がなる)
- ●第3順位:兄弟姉妹<u>(生存している全員で平等に分ける)</u> (死亡している者がいる場合、その子供が相続人になる。【代襲相続】)

(注) 上の順位の方がいる場合、下の順位の方は相続人にならない

## 遺言書のあれこれ【推定相続人】

■ 推定相続人

#### 【具体例】

(1)配偶者と子供3人(3人の内1人死亡、その子(孫)がいる) 推定相続人→①配偶者②子供2人と死亡した子の卑属である孫1人

(2)配偶者と母親(父親は死亡)

推定相続人→①配偶者②母親(死亡した父親の親(祖父母)は非該当)

(3) 配偶者と兄弟姉妹(兄と姉が死亡、その子供がいる)

推定相続人→①配偶者②健在の兄弟姉妹と死亡した兄・姉の子(甥や姪)

配偶者は常に相続人になる

子供が死亡の場合、孫が相続人になる

両親が死亡の場合、祖父母が相続人になる

兄弟姉妹で死亡者がいる場合、甥姪が相続人になる



祖父母(両親死亡時)□

親(第2順位)□ 本人□ 配偶者□ 姉妹(第3順位)兄弟□

甥·姪(兄弟姉妹死亡時)

(子供死亡時)。

#### 遺言書のあれこれ【法定相続分】

- 法定相続分
- ●民法が定める相続割合が法定相続分
- →遺産分割の合意ができないときの基準
- →遺言書や遺産分割協議の合意内容が優先

- ・配偶者と子供の場合:配偶者1/2 子供1/2
- ・配偶者と親の場合:配偶者2/3 親1/3
- ・配偶者と兄弟姉妹の場合:配偶者3/4 兄弟姉妹1/4

- ・子供や親、兄弟姉妹が複数の場合、相続割合を人数で除した分を相続
- 【例】:子供3人の場合:1/2÷3=1/6→ひとり1/6ずつ相続

### 遺言書のあれこれ【事例3】

■ 障害のある子の親が抱える悩み

#### 【経緯】

- ・「子どものことが心配なんです。」相談者のAさん(49歳)が堰を切ったように子どものことを話し始めました。
- ・Aさんの家庭は、夫のBさん(53歳)と子どものCさん(23歳)の3人暮らし。Cさんは知的障害があるお子さんで、判断能力がありません。
- ・Cさんが生まれてから今まで、AさんとBさんは一日の大半をCさんと離れずに 生活してきたそうです。
- ・「何が心配ですか?」と聞いてもしばらくは言葉が続かず、少し考えた後 に、「私と夫が亡くなったあと、この子はどうなるのでしょう・・・」と。

### 遺言書のあれこれ【事例3】

■ 障害のある子の親が抱える悩み

#### 【背景】

- ・障害のある子どもを持つ親にとって、【親なきあと】は永遠のテーマです。
- ・この【親なきあと】の「なき」がなぜ、「亡き」ではないのか。 これは親が亡くなった時ばかりでなく、高齢になり体力的に世話をすることが 難しくなったり、怪我や病気で入院したり、認知症になったりした場合など、 親が子どもの世話を見ることができなくなる、さまざまなケースをすべて含ん だ言葉だからです。
- ・この【親なきあと】の全ての不安をなくすことは不可能です。しかし、「何もしなかったならば、起こり得ること」を想定して準備をすることは可能です。

### 遺言書のあれこれ【事例3】

■ 障害のある子の親が抱える悩み

#### 【対策と説明】

- ・そこで、まずは、夫婦お互いに遺言を作成することをお勧めしました。 遺言の内容は「全財産を妻Aに相続させる」「全財産を夫Bに相続させる」
- ・では、なぜ最初に夫婦相互の遺言か。それはどちらかが亡くなられた際の、 相続手続きの煩雑さを回避するためです。
- ・例えば、夫Bさんが亡くなった場合、相続人はAさんとCさん。遺言がない場合は、相続人が遺産の分割について話し合い(遺産分割協議)をします。
- ・しかし、Cさんは判断能力がありませんので、遺産分割協議ができません。 この場合、家庭裁判所にCさんの遺産分割協議を代わりに行なう【成年後見 人】を選任してもらう必要があります。

## 遺言書のあれこれ【事例3】

■ 障害のある子の親が抱える悩み

#### 【対策と説明】

- ・仮にCさんが未成年者だった場合、未成年者は法律行為を行えませんので、 遺産分割協議のために、家庭裁判所に【特別代理人】を選任してもらう必要が あります。
- ・そして成年後見人がついた場合の遺産分割協議は、家庭裁判所の承認が必要になり、家庭裁判所は常に法定相続分での分割を指示します。つまり、AさんとCさんが1/2ずつ相続する形です。
- ・この法定相続分で、というのは未成年者の場合に選任される特別代理人の場合でも同じことです。

### 遺言書のあれこれ【事例3】

■ 障害のある子の親が抱える悩み

#### 【対策と説明】

- ・特別代理人は遺産分割協議が終了すれば、任務終了です。
- ・しかし、【成年後見人】は遺産分割協議で任務終了となりません。選任以降 Cさんの財産管理・身上保護(病院や施設との契約など)を継続し、基本的に は生涯外れません。
- ・現在約75%以上のケースで、成年後見人は「弁護士・司法書士・社会福祉士」等の専門家が選ばれます。専門家には報酬がかかり、金額は家庭裁判所が決めます。
- ・しかも、Cさんの財産から、生涯報酬を支払い続けることになるのです。まだ若いCさんにとって、報酬の負担は大きなものになります。

### 遺言書のあれこれ【事例3】

■ 障害のある子の親が抱える悩み

#### 【対策と説明】

- ・遺言を作成することで、遺産の配分は遺言通りになり、遺産分割協議は不要です。よって、このような煩雑なことを回避することができます。
- ・また、遺言で信託をすることもできます。
- ・信託とは財産を持つ者(委託者)が財産を管理する者(受託者)にその財産を託し、受託者は信託目的に沿って、委託者が決めた利益を受ける者(受益者)に託された財産を渡す仕組み。
- ・遺言者は受託者を自由に選べますし、報酬額も自由です。
- ・この他の親なきあとの不安の対策
- ・親の高齢化や入院・認知症対策→任意後見契約
- ・親亡きあとの対策→家族信託(遺言・契約)・成年後見制度

#### 遺言書のあれこれ【遺留分】

- 財産をあげたいと思う人ともらう権利のある人について
- ・遺言者は、遺言書に希望する人に全財産を遺贈すると書ける。
- →他の相続人は法定相続分があっても、遺言が優先され財産は分与されず

- ・しかし、推定相続人の中には、遺言書で他の人に全財産を遺贈すると書かれても、<u>最低限の財産を請求できる権利</u>を持つ人がいる
- ●その請求できる割合→【遺留分】
- ●その権利を持っている人→【遺留分権利者】
  - ① 配偶者
  - ② 子供(及び代襲者である直系卑属)
  - ③ 両親(祖父母)

### 遺言書のあれこれ【遺留分】

■ 遺留分とは

・相続人が相続財産の一定の割合を受け取ることができる権利

・配偶者と子供の場合:相続財産の1/2 (これを遺留分権利者間で分ける)

・親のみの場合:相続財産の1/3 (これを遺留分権利者間で分ける)

・兄弟姉妹の場合:遺留分はない(遺留分権利者ではない)

#### 遺言書のあれこれ【遺留分侵害額請求】

■ 遺留分侵害額請求

遺留分権利者が、遺言書により遺産を受け取った人に、その遺留分を請求すること

●【遺留分侵害額請求】の実行

→受遺者(遺産を受け取った人)は、その遺留分に該当する金銭を遺留分権利者に支払う義務

- 遺言書を作成するときは、この【遺留分】の制度に注意
- ●遺留分に注意を払わない遺言書
- →受遺者が遺留分権利者に金銭を支払い、結果として遺言内容が実現せずまた、遺留分を巡り訴訟になることがある

### 遺言書のあれこれ【振り返り7】

Q7:次の場合の法定相続分を計算して下さい

●推定相続人は妻と長女と長男と遺言者の死亡した次女の子 (孫) 男1人女1人

- ①妻2/3、長女1/3、長男1/3のみ
- ②妻1/2、長女1/6、長男1/6、次女の子(男)1/12(女)1/12
- ③妻3/4、長女1/12、長男1/12、次女の子(男)1/24(女)1/24

#### 遺言書のあれこれ【振り返り7】

Q7:次の場合の法定相続分を計算して下さい

#### 【答え合わせ】

●推定相続人は妻と長女と長男と遺言者の死亡した次女の子 (孫) 男1人女1人

- ①【×】妻2/3、長女1/3、長男1/3のみ
- ②【○】妻1/2、長女1/6、長男1/6、次女の子(男)1/12(女)1/12
- ③【×】妻3/4、長女1/12、長男1/12、次女の子(男)1/24(女)1/24

#### 遺言書のあれこれ【振り返り8】

Q8:次の場合の法定相続分を計算して下さい

●推定相続人は夫と遺言者の兄1人と遺言者の死亡した妹の子(甥)1人(姪)1人

- ①夫3/4、遺言者の兄1/4
- ②夫1/2、遺言者の兄1/4、遺言者の妹の子(甥)1/8(姪)1/8
- ③夫3/4、遺言者の兄1/8、遺言者の妹の子(甥)1/16(姪)1/16

#### 遺言書のあれこれ【振り返り8】

Q8:次の場合の法定相続分を計算して下さい

#### 【答え合わせ】

●推定相続人は夫と遺言者の兄1人と遺言者の死亡した妹の子(甥)1人(姪)1人

- ①【×】夫3/4、遺言者の兄1/4
- ②【×】夫1/2、遺言者の兄1/4、遺言者の妹の子(甥)1/8(姪)1/8
- ③【○】夫3/4、遺言者の兄1/8、遺言者の妹の子(甥)1/16(姪)
- 1/16

### 遺言書のあれこれ【振り返り9】

Q9:次の場合の遺留分侵害額を計算して下さい

●遺言書で全財産(3億円)を福祉団体に全て遺贈するとあり、遺言者が死亡。

相続人は遺言者の両親。

- ① 両親それぞれ1億円ずつ
- ② 父親1億円母親5千万円
- ③ 両親それぞれ5千万円ずつ

#### 遺言書のあれこれ【振り返り9】

Q9:次の場合の遺留分侵害額を計算して下さい 【答え合わせ】

●遺言書で全財産(3億円)を福祉団体に全て遺贈するとあり、遺言者が死亡。

相続人は遺言者の両親。

- ①【×】両親それぞれ1億円ずつ
- ②【×】父親1億円母親5千万円
- ③【○】両親それぞれ5千万円ずつ

- →遺留分権利者は両親。親の遺留分は1/3。
- 3億円×1/3×1/2=5千万円→父と母それぞれ5千万円ずつ。

## 遺言書のあれこれ【振り返り10】

Q10:次の場合の遺留分権利者を考えてください

●遺言書で全財産(3億円)を福祉団体に遺贈するとあり、 遺言者が死亡。

相続人は妻と遺言者の兄と姉と死亡した妹の子(甥)。

- ①妻と遺言者の兄と姉のみ
- ②遺言者の兄と姉と死亡した妹の子(甥)
- ③妻のみ

#### 遺言書のあれこれ【振り返り10】

Q10:次の場合の遺留分権利者を考えてください 【答え合わせ】

●遺言書で全財産(3億円)を福祉団体に遺贈するとあり、 遺言者が死亡。

相続人は妻と遺言者の兄と姉と死亡した妹の子(甥)。

- ①【×】妻と遺言者の兄と姉のみ
- ②【×】遺言者の兄と姉と死亡した妹の子(甥)
- ③【○】妻のみ

→遺留分があるのは、配偶者と子と直系尊属のみ。 よってこの場合は<u>妻</u>のみ。

#### 遺言書のあれこれ【その他の注意事項】

- ●遺言書作成後の注意
- ・遺言書は作成したら、家族に内容を話す方が望ましい(事例1参照)
- ・遺言書の作成事実と保管場所は伝えるべき (せっかく作った遺言書が死後発見できず、遺産分割後に発見の例もある)

#### ●介護や医療の方針や葬儀の希望

- ・遺言書ではなく、**エンディングノート**などに記載する方がよい
- ・遺言書は遺言者の死後に法的な効果を持つ
- →生前の介護や医療に関しては法的効果はない
- →死亡直後の葬儀等も、遺言書の発見前に終わっていることが多い
- ・任意後見契約・委任財産管理契約・尊厳死宣言公正証書・死後事務委任契約
- →これらにより法的効果のある方法で生前や死後の希望を実現

# なるほど納得! 遺言書のあれこれ

本日のお話しはこれで終了です

皆様ご静聴ありがとうございました

行政書士長谷川憲司事務所

連絡先:090-2793-1947